

令和3年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人青谷福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年12月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和3年6月の役員の任期満了に伴い、理事会で新役員候補者を選出する必要があったが、理事会において決議がなされておらず、また、監事の選任にあたり、在任する監事の過半数の同意を得た旨が貴法人が保有する書類で確認することができなかった。については、適切に理事会において決議し、監事の同意を得ること。(社会福祉法第43条第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第72条)</p>	<p>ご指摘のとおり、次回の役員等選出について手続きの流れを理解し対応します。また、理事会決議事項においても同様に努めます。</p>
2	<p>役員及び評議員について、欠格事由に当たらないこと等を就任前に確認する必要があるが、役員及び評議員が誓約書を提出しておらず、法人としても欠格事由の確認を行っていなかった。については、適切に確認し、明確化すること。(社会福祉法第40条、社会福祉法第44条、社会福祉法人審査基準第3の2, 3, 4)</p>	<p>欠格事由については書面での確認を失念していました。誓約書の提出をしていただくようにします。</p>
3	<p>評議員選任・解任委員会の招集について、理事会において決議されていることが確認できなかった。については、評議員選任・解任委員会を開催する際には理事</p>	<p>指摘事項1、2と同様に、再度手続きの流れ等を理解し、適切に対応するように努めます。</p>

<p>会で適切に決議すること。(社会福祉法人制度改革について、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&amp;A問3、評議員選任・解任委員会運営規則第6条)</p>	
--	--